「令和３年福島県沖地震による災害」に係る商業機能回復支援補助金

令和３年度申請受付の御案内

宮城県では，「令和３年福島県沖地震による災害」により甚大な被害を受けた商業者の方々が，店舗を復旧（補修や建替，借上店舗の内装など）するために必要な費用の一部を補助します。

＜ご注意＞

補助金の申請ができるのは，要件を満たす方に限られます。

なお，補助金の支払いは，施設・設備の復旧が完了し，工事代金等の支払いが終わった後になります。

さらに，補助金を使って購入・修理した施設や設備は，県の許可がなければ譲渡や処分をすることができません。

※要件を満たせば、すでに復旧を終えている施設・設備についても対象となります。

補助対象者

○次のすべてに当てはまる中小企業者

①卸売業，小売業，飲食業，サービス業　等に従事
②施設[店舗，事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊
③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内
④県が実施する施設設備関連支援事業を利用していない
⑤補助対象経費（受領した保険金等を差し引いた額）が 200 万円（税抜）以上

補助対象経費

○施設・設備の復旧に要する経費
（※借上経費は，対象となりませんので，御注意ください。）

補助率 補助限度額

○施設の被災程度が「全壊」の場合
補助対象経費の４５％以内
上限 270 万円　下限 90 万円

○施設の被災程度が「大規模半壊」の場合
補助対象経費の３５％以内
上限 210 万円　下限 70 万円

申請受付期間

○令和３年６月７日（月）～
令和３年７月９日（金）

〈申請から交付までの流れ〉

… 事業者　… 県

1 補助金交付申請
（7月9日（金）必着）
↓
2 申請書審査
↓
3 補助金交付決定・不交付通知
（8月下旬頃 予定）
↓
4 施設・設備の復旧
↓
5 実績報告
↓
6 実績報告書審査
↓
7 補助金確定通知
↓
8 補助金交付
↓
9 補助対象財産の適切な管理

問い合わせ先

宮城県　経済商工観光部　商工金融課　商業振興班
電　話：022-211-2746（直通）　ＦＡＸ：022-211-2749
Ｅメール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp
ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは，次のすべてに当てはまる中小企業者です。

①災害時に卸売業，小売業，飲食業，運輸業，鉱業，採石業，砂利採取業，建設業，サービス業を営んでいた方

（対象になる業種，ならない業種の主なものは下記のとおりですが，詳しくは県ホームページ等に掲示する補助金募集要領を御覧いただくか，お問い合わせください。）

（複数の業種にまたがる場合は，主たる（売上高の最も多い）業種で判断します。）

②施設[店舗，事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊である方

（原則として，市町村が発行する罹災証明書が必要です。）

③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である方

④県が実施する「令和３年福島県沖地震による災害」における施設設備関連の復旧等の補助事業を利用していない方

⑤補助対象経費（受領した保険金等を差し引いた額）が 200 万円（税抜）以上の方

■対象となる主な業種■

卸問屋，小売店，飲食店，運送業，理美容業，保険代理店，建設業，助産所，療術業，歯科技工所，消毒業，自動車整備業　など

■対象とならない主な業種■

農業，林業，漁業，製造業，宿泊業，病院，診療所，保育所，福祉・介護施設，金融業，など

補助対象経費

▽補助金の対象になるのは，「店舗」の復旧（補修，建替，借上店舗の内装費）と，その店舗の中に設置する「設備」の復旧に要する経費です。（※借上経費は対象外です。）

▽他の事業者に貸し出すための店舗（貸店舗）は対象になりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限ります。（備品などは対象になりません。）また，補助事業以外の用途にも使用可能なものは対象となりません。

■対象となる主な経費■

店舗補修費，店舗建替費，借上店舗内装費
設備修繕費，設備入替費

■対象となる主な設備■

商品陳列棚，厨房設備，理容椅子

■対象とならない主な経費■

土地購入費，土地造成費
借上店舗の家賃

■対象とならない主な設備■

パソコン，車両，船舶
（他の用途に使用可能であるため。）

申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また，申請書提出先でも配布します。

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

申請受付期間 申請書提出先

▽令和３年６月７日（月）から令和３年７月９日（金）まで

※ 平日午前９時から午後５時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工金融課」あて送付してください。

▽提出先

■県庁担当課■

○宮城県経済商工観光部 商工金融課

仙台市青葉区本町 3-8-1 ［℡022-211-2746］

■最寄りの県地方振興事務所■

○大河原地方振興事務所 地方振興部

大河原町字南 129-1 ［℡0224-53-3199］

○仙台地方振興事務所 地方振興部

仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 ［℡022-275-9114］

○北部地方振興事務所 地方振興部

大崎市古川旭 4-1-1 ［℡0229-91-0744］

○北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部

栗原市築館藤木 5-1 ［℡0228-22-2195］

○東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部

登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 ［℡0220-22-6112］

○東部地方振興事務所 地方振興部

石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地［℡0225-95-1414］

○気仙沼地方振興事務所 地方振興部

気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 ［℡0226-24-2593］